

インフルエンザ・新型コロナウイルス対策に関するお知らせとお願い

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更となりました。今後、インフルエンザ、新型コロナウイルスが発生した場合、厚生労働省発出の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って対応させていただきます。保育園での感染拡大防止を考慮しての対応となりますので、ご協力をお願いいたします。

◎インフルエンザ・新型コロナウイルスへの感染が確認された場合

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
インフルエンザ	発症日	解熱	→				病後児利用可	登園可能	
	発症日	←		解熱	→				登園可能

※発症日を0日目とし、5日を経過し、かつ解熱後3日を経過すること。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
新型コロナウイルス	発症日	←				軽快	→		登園可能
	発症日	←				→		病後児利用可	登園可能
	無症状(検査日)	←				→		登園可能	

※発症日（無症状の場合は検査日）を0日目とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過すること。

※3歳以上児につきましては、発症後10日間を目途にマスクの着用をお願いします。

※兄弟は検温していただき、熱、咳、鼻水等のカゼ症状がなく元気であれば登園可能ですが、3歳以上児につきましては、マスク着用での登園をお願いします。

◎高熱により病院受診したが、感染が確認されなかった場合（受診しない場合も同様対応）

※38℃以上の高熱が出た場合は、体力・免疫力の低下が懸念されます。また、再発熱や体調が悪化する恐れもありますので、解熱後24時間が経過するまで登園自粛のご協力をお願いします。

◎感染拡大防止の為、ご協力をお願いいたします。

※登園前には必ず検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合はお休みをお願いします。

※平熱よりやや高い、咳、鼻水等の体調変化がある場合や、いつもより機嫌がすぐれない場合等は、登園時に必ず保育士までお知らせください。

【病後児保育のご案内】

やまぐち保育園では、病後児保育事業を行っております。お子さんが「回復期にあるが集団生活が困難であり、かつ保護者が仕事等の都合により家庭で保育することができない」場合、一時的に保育を行います。専任のスタッフ（看護師や保育士）が対応しますので、安心してご利用いただけます。

ご利用には事前に登録が必要です。また、利用の可否については、医師の判断となります。利用時には「医師の指示書」を提出ください。その他利用時間や利用条件、利用料等の詳しい情報につきましては、ホームページからご確認いただけます。詳しくは園までお尋ねください。インフルエンザや新型コロナウイルスにつきましても、下記の基準でお預かりが可能です。

※インフルエンザ ……解熱後72時間経過し、医師の指示書があれば受け入れ可能

※新型コロナウイルス…発症後5日を経過し、医師の指示書があれば受け入れ可能